

特殊詐欺被害防止に向けた当組合の取組みについて

令和 8 年 3 月 6 日
鶴岡市農業協同組合

昨今、特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)の手口が巧妙化しており、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませたり、ご高齢の方から通帳やキャッシュカードをだまし取って現金を引き出したりするなど、ご高齢の方が被害にあわれる事案も非常に多く発生しています。

当組合では、山形県警察本部からの要請も受け、特殊詐欺等の被害防止に向けて一部のお客さまを対象にATMでのお取引を制限させていただいております。

ご対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 取引制限の内容

制限の内容	年齢(※)		対象となる口座
	65 歳～69 歳	70 歳以上	
ATMによる「お振込み」の 上限額が 10 万円 となります	対象		65 歳以上 (※)のお客様で、 かつ、 3 年間取引のない 口座
ATMによる「お引出し」の 上限額が 30 万円 となります	(対象外)	対象	70 歳以上 (※)のお客様の口座

※令和 8 年 1 月 31 日時点での年齢をもとに判定しております。

2 制限の開始日

令和 8 年 4 月 22 日(水)

3 その他

制限を希望されないお客さまは、以下の書類等をお持ちのうえ令和 8 年 4 月 22 日以降、窓口にて制限解除のお手続きをお願いいたします。詳細につきましてはお取引のある店舗または下記＜本件に関するお問い合わせ先＞にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

- ・運転免許証等の本人確認書類
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・お届け印

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

鶴岡市農農業協同組合 金融部信用課 (0235)23-5091